

総務委員会

令和2年3月17日（火）

午前10時00分～午後2時07分

議会第1会議室

【出席委員】松永幹哉委員長、村岡 卓副委員長、西岡真一委員、白倉和子委員、
久米勝博委員、松永憲明委員、中山重俊委員、福井章司委員、
平原嘉徳委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・企画調整部 武藤企画調整部長
 - ・市民生活部 眞崎市民生活部長
- ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○松永幹哉委員長

おはようございます。これより総務委員会を開催します。

昨日、第1号議案における総務部の資料が11と12、13、これが入れ替わっている分が皆様のお手元に配付されていると思います。御確認をお願いします。

12はそのままですね。11と13です。

それでは、これより企画調整部に関する議案の審査に入りますが、審査に入ります前に、注意していただきたいことを幾つか申し上げます。

執行部におかれましては、限られた時間で集中的な審議が必要ですので、簡潔な説明を心がけてください。特に経常的な経費については、主なもの、前年度と比較して大きく変わったものを中心に説明をお願いします。

また、答弁は役職に関わらず、質問に対して回答できる方が速やかに答弁されるようにお願いします。

それでは、企画調整部に関する議案の審査に入ります。

まず、第17号議案を審査します。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第17号議案 佐賀市債権管理条例 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について御質疑ある方は挙手をお願いします。

○中山委員

ちょっと具体的に聞きますけれども、2ページの非強制徴収債権のところの一番右ですね、私債権。それで、1番、佐賀市の例であります中小企業振興資金貸付金、これなんかはもう死亡とか、いろんな方がいらっしゃるといふふうに聞いておりますけど、そういうのがどういふふうに具体的になっていくのか、ちょっと教えてください。

○企画政策課行政マネジメント係長

債務者が死亡されていたような場合というような、以前の債権への取扱いということかと思えますけれども、そちらについても相続人等を確認いたしまして、そういった方でお支払いができないということになれば、消滅時効等の条文を適用して権利放棄という手順になってくるかと考えております。以上です。

○中山委員

多分、中小企業の、これは1億数千万円の貸付けがあつてなかなか取れないというふうなことで、この間、私も何回か質問したことがありますけど、具体的に、そういうのが市長の決裁で落ちていくとか、そういう形になっていくんですか。

○武富企画政策課長

御指摘いただきました中小企業資金に関しては、1億8,000万円程度あるかと思えます。これについても、先ほど行政マネジメント係長のほうから申しましたように、債務者がいない、もしくはそれができないということになれば債権の放棄ということになりまして、そちらのほうを報告させていただくということで考えております。

○白倉委員

ちょっと説明いただきたいのが、頂いている資料の2ページ、佐賀市の債権種別ごとの性質の表を見ているんですけれども、まず、基本的なところなんですけれども、債権の種別によっては時効の年数が違いますね、2年であつたり5年であつたり。それはもう今までどおり、時効の長さというのは現行どおりというふうにご考慮していいんですか。

○企画政策課行政マネジメント係長

時効の長さは、今、債権の種類によって実際違いますので、そこは条例をつくったからといって変わらないです。ただ、4月以降は民法が改正になりまして、時効の期間が今ばらばらで、2年、3年、5年とあるのがおおむね5年に統一されますので、4月以降に生じた債権に関しましては、私債権、民法を適用していたものについては5年に統一されますけれども、それは法律改正に基づくものであつて、条例によって時効の期間が変わるというものではないです。

○西岡真一委員

この条例の一番肝は、市長に債権放棄の権限付与ということかと思えますけれども、こういう類似の条例を制定した他県、他市の例とかありますでしょうか。大体どんなところがありますでしょうか。

○企画政策課行政マネジメント係長

佐賀県でいうと、佐賀県庁が制定をしております、九州内の県都につきましても、長崎市を除いてはほぼ制定をされている状況でして、条例を制定している市では、必ずこの権利放棄というところをうたって、債権回収と併せて滞納分の整理を進めるという方向で進められております。以上です。

○中山委員

3ページが一番上の台帳は、各債権所管課で整備し、一元管理は行わないというふうになっておりますけれども、単純にそれは一元化したほうがいいんじゃないかなというふうに思う。私は素人ですからあれですけど。何で一元化して管理しないのか。

○武富企画政策課長

今御指摘いただきましたとおり、その一元化というところでいきますと、徴収事務を効率化するという面ではかなりのメリットがあるかと思えます。ただ、一元化をした場合には、債権の担当部署、それと徴収をする部署というところが分かりますので、その責任の分岐点というのが不明確になる場合もございます。

例えば、具体例で申し上げますと、生活保護をしているケースワーカーが実際に行って、状況を見ながら、そこを相談させていただきながらという部分を今行っていますけれども、これを分けてしまうと、生活を見ながらという者と徴収をする者が分かれてしまいますので、そういったきめ細かな相談に対応するためにも、また、その状況等を把握するためにも、各所管課のほうで持つということとさせていただきます。以上です。

○白倉委員

それと、もう一点、3ページのほうを見ているんですけども、市長等の権限において徴収不能または著しく困難なときを判断できるということなんですが、例えば、今まで2年の時効期間のもので、割と滞納繰越というのがありますよね。それを不納欠損にするときの判断というのがありますね。その辺なんかは、今後どういうふうになっていくんですか。それぞれの時効の長さは違って、それを不納欠損としてするとき、その辺の基準というのはどういうふうになってくるんですかね。

○企画政策課行政マネジメント係長

時効を迎えた場合に、権利放棄をしないと不能欠損ができない債権と、自動的に時効期間が満了すれば権利が消滅してしまうということで、時効を迎えて、種類が大きく2つに分かれます。それが公債権と私債権の違いになるんですけども、今回の条例で権利放棄をしますとしないと、不納欠損ができないというのが私債権になりますので、私債権については、時効の期間に関わらず、この条例に準じて取る手だてをして取れなければ、時効期間満了した後に、この条例でもって権利の放棄をした後に不納欠損となりますけれども、もともと、公債権に関しましては、時効期間が来ればもう権利が消滅しております、議会に諮らずとも不能欠損しておりましたので、その部分については、引き続き、時効期間満了をもって権利消滅、それに伴っての不納欠損という処理になってまいります。

○中山委員

最初に聞けばよかったですけど、例えば、先ほど中小企業で言った貸付金なんかは県が承認して、市が何とかとか、そういう立場にあるわけでしょう。そういう県と市とまたがったときは、どういうふうにやっていくんですか。

○企画政策課行政マネジメント係長

そのあたりは個別債権の話になってまいりますので、その債権を所管している所管課と県とが協議をして、その結果で判断をしていくという形になってくると考えております。

○平原委員

この条例は、平成30年3月に県のほうで条例を制定されまして、それがベースになっているのかなというふうに思いますけど、県条例を今見ましたら、第12条の3のところですね、知事は前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならないというようにうたっていますけど、先ほども答弁ありましたが、今回の条例の中では、議会に報告しなければならないという文言が入っていませんけれども、その辺はどのような理由なのか、教えてください。

○企画政策課行政マネジメント係長

県は条例のほうに定めておりますけれども、市によってはそれを条例で定めたり、あるいは規則で定めたり、定めはないけれども、報告をやっているというところがありまして、必ずどの市も放棄した場合は報告を文書なり議会説明なりでやられておりました。

条例をつくるに当たりまして、そのあたりも条例でうたうべきか、どういった形でというところを検討して、佐賀市としては規則のほうで定めて報告をしていくという方法を取っております。

○久米勝博委員

今回出ています水道事業の34条の2を34条に改め、34条の2を削るとありますけれども、この34条の2というのは何なんですかね。

○企画政策課行政マネジメント係長

佐賀市水道給水条例の34条の2は、債権の放棄を定めたものになっておりまして、今回、債権管理条例の9条で挙げている部分と似ているんですけども、破産になったら、水道料金の債務を免除しますよとかいうようなところが挙げられていた部分になりますので、そこを債権管理条例の9条に合わせるということで、そこは削除しますというような内容です。

○久米勝博委員

そこまで書いてくれればよかったと思います。

○企画政策課行政マネジメント係長

それはこの条例の中に、附則の中にとということですか。

○久米勝博委員

提案として。

○企画政策課行政マネジメント係長

ちょっとこのあたりが書き方のルールがあるようで、すみません、もう少し詳しく資料のほうで御説明するべきでした。

○西岡真一委員

あと1点だけ。第4条に規定される市長等というのは、具体的には誰と誰になるんですかね。多分、市長と温泉病院の院長と、ほか誰かありますか。

○企画政策課行政マネジメント係長

市長等の中には、先ほどの水道局長、それから、交通局長、温泉病院のほうが含まれてまいります。

○松永幹哉委員長

ほかにありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑がないようですので、次に、第41号議案を審査します。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第41号議案 三重津海軍所跡ガイダンス施設改修（建築）工事請負契約の締結について 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について御質疑がある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようですので、次に、第43号議案について審査します。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第43号議案 三重津海軍所跡整備（屋内展示）展示物等製造請負契約の締結について 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について質疑ある方は挙手をお願いします。

○白倉委員

公募型プロポーザルということだったんですけれども、これは、応募されたのは何社あったんですか、まず何社あったかどうか。

○木島企画調整部副部長兼三重津世界遺産課長

応募業者は、1社でございます。

○白倉委員

それで、公募型プロポーザルで、契約の方法が随意契約となっているのは説明いただけますでしょうか。随契とここに書かれているというのは、どういう意味でしょうか。

○木島企画調整部副部長兼三重津世界遺産課長

契約自体は随意契約なんですけれども、ただ理由を述べての随意契約としてではなく、きちんと公募をして、そして、提案を受けた上で審査に諮って最優秀提案者を選ぶというシステムを使いまして、その最優秀提案者と契約をするという意味で随意契約という方法になっております。

○白倉委員

ごめんなさいね、ちょっとなじまないもんですから、私がちょっと知識不足か。

というのが、とっぺんの、ここは今までは何か、その随意契約というのは、これから先も含めてと、どういう意味なんですか、こういう書き方をするんですか。

○木島企画調整部副部長兼三重津世界遺産課長

公募型プロポーザルというのは、市役所の中でもよく行われるんですけども、そこで選んだ業者と契約をする際は、契約の種別として随意契約というふうな種類に入ることになっておりますので、今回随意契約という説明で、単なる理由だけを述べての契約ではなくてきちんと公募型のプロポーザルを経ての契約ですよという御説明を先ほどしたところです。

○中山委員

ちょっと企業のあれでよく分からないんですが、構成員のとっぺんというのはどういう規模の、どのような形、社員とかどのようになっていますか。

○木島企画調整部副部長兼三重津世界遺産課長

このとっぺんという会社は佐賀市の業者でございまして、社員は16名でございます。

主に文化財の事業、特にデジタルを使ったアーカイブなどを取り扱ひまして、3次元計測をしたりだとか、3Dモデルを作成し、あるいは高精細の撮影をして、文化財の報告書の作成支援とかもやっている会社でございます。一方、展示企画のプロデュースとか、あるいは展示のコンテンツ作成などの業務もされているというような業者になります。

佐賀市との主な業務契約としましては、発掘調査の測量業務をされたりとか、あるいは長崎街道沿いにあります旧枝梅酒造、ここの管理業務に携わられたりだとか、あるいは遺跡のいろんな素材の撮影をされたりとか、そういうことを中心に行っている業者ということになります。

○中山委員

ちなみに、資本金はどのくらいですか。

○三重津世界遺産課整備係長

株式会社とっぺんの資本金でございますけれども、1,500万円でございます。

○福井委員

今のとっぺん共同者の乃村工藝のほうも改めて、企業規模であるとか、あるいは資本金等々も含めてちょっとお示しいただきたいと思います。

○木島企画調整部副部長兼三重津世界遺産課長

乃村工藝社は本社が東京にありまして、九州支店で佐賀のほうは担当されるということになっております。

従業員数は1,133名。主な事業としましては、集客環境づくりの調査・企画コンサルティングということで、いろんな展示物も含めて、デザイン・設計、制作・施工を行っていらっしやいます。いろんな施設のイベントの活性化とか運営管理も実際にされておまして、商業施設だとか、PRイベント施設、文化施設、余暇施設など幅広く担当されている業者になります。

○三重津世界遺産課整備係長

株式会社乃村工藝社の資本金でございますけれども、64億9,700万円でございます。

○福井委員

事実上、今回の三重津海軍所の屋内展示については、実質的な作業というのは構成員のとっぺんさんがやるということですね。乃村工藝との関わり、その辺はどうなんです。

○木島企画調整部副部長兼三重津世界遺産課長

基本的な展示制作物の作成は乃村工藝社が担当することになっておまして、そのうちデジタルを使ったガイドシステムの業務をとっぺんというところが行うような内容になっております。

○西岡真一委員

そしたら、乃村工藝ということで、多分出来上がりは宇宙科学館とよく似たようなものになるんじゃないかなと思いますけれども、プロポーザルでここが評価されたと思いますけれども、非常にいいなとか、評価したポイントとか、そういうのを何点かかいつまんで教えていただければありがたいですが。

○木島企画調整部副部長兼三重津世界遺産課長

今回の展示のうち目玉になるのが三重津海軍所跡で確認をされましたドライドック、これの原寸大模型を造るとというのが1つあります。

それと、当時洋式船を運用しておりましたけど、ドックと洋式船の関係をどういうふうに説明するかということで、その模型と大型スクリーンを使った映像をセットにしまして説明をするというようなそういうシステムを新たに導入することにしておりますので、この辺が映像にも強い、あるいは展示制作物としての実績も多い乃村工藝社が大概を担当するというので、それともう一つは、館内と外で持ち運びができるような、例えば、タブレットのようなものを使いながら運用して、ガイドをしていただくようなガイドシステム、この辺を先ほど言いましたとっぺんが担当するということになっておりますので、総体的に見ると、今まで来館者からのニーズが非常に多かった現物を見たいということと、原寸大で見たいということに応えるような展示物がこの業者で十分造れるというふうに判断しております。

○松永幹哉委員長

ほかにはないですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかには御質疑がないようですので、次に、第1号議案を審査します。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第1号議案 令和2年度佐賀市一般会計予算 説明

○松永幹哉委員長

ただいま説明がありました内容について御質疑がある方は挙手をお願いします。

○松永憲明委員

まず、資料6番の2ページのコミュニティバス運行等の運行事業の4の経費の内訳なんですけれども、コミュニティバス運行費補助金、それから、三瀬の補助金、それぞれ金額が明示されておりますけれども、その内訳がさらにありましたらお願いします。

○武富企画政策課長

コミュニティバス運行費補助金、佐賀三瀬神埼線につきましても、これは事業者のほうで運行されるものに対して補助金を差し上げる部分になりますので、全て運行費補助金ということになります。

富士のほうで、バス、マイクロバスを運行する事業者、それから、エリアでコミュニティタクシーを運行する事業者、それぞれの欠損補助ということでお出しするようになってまいります。

○松永憲明委員

4社あると思いますので、それぞれ見積もりがあると思うんですよ。それを教えてください。

○武富企画政策課長

富士地区につきましては、朝夕の定時定路線型マイクロバス、こちらの分が約2,000万円、それから、日中のジャンボタクシー、これが約3,100万円ぐらいということで見込んでおります。以上でございます。

○平原委員

同じく6番の資料の2ページ、先ほどコミュニティバスの運行等の事業についての説明を受けましたけれども、富士町のコミュニティバスについては、運行本数は多いんですけれども、日曜祝日が運休となっています。これは日曜日とかは、部活の生徒だとか、そういったところに非常に不便を来すんじゃないかなというふうに思いますし、ちょっと話を聞いたところによると、その保護者さん方も必ずしも日曜日休みじゃないと、サービス業等々で日曜日休みじゃないということで非常に困っていらっしゃるというような話を聞いたのですけれども、その辺はいかがですか。

○武富企画政策課長

今御指摘いただきましたとおり、日曜の便につきましては、富士のほうで検討会をさせ

ていただいた際にも御意見をいただいております。また、高校生の保護者のほうからも日曜日にぜひ運行してほしいというような御要望をいただいたという経緯もございます。

その前段として私どもが運行調査をした際に、なかなか日曜日の乗車がなかったという現実もございました。そのために今回、富士のほうで50名以上の方で議論する中では、まずはそのスタートとしては、日曜祝日は運休という形で、今後運行を始めて半年後に見直しということになっております。その際に、やはりこういった要望が多いということになれば、その部分是对応していくということで、まず最初のほうは、今お示ししている形で運行して、その後、御要望、実態、こういったものを踏まえながら、運行内容の見直しというのは随時図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○平原委員

その半年後の見直しについても、現状を見ながら対応をぜひお願いしたいと思います。

それと、運賃のところで、高校生定額が月2,000円というふうに書かれていますけれども、これは議案の説明をしていただくときにもちょっと出たんだと思いますが、1万円に2,000円がプラスされるんじゃないかということでしたけれども、その辺どうなんですかね。

○武富企画政策課長

小学生、中学生につきましては、距離に応じて教育委員会のほうから補助金が出ます。高校生につきましても、それぞれ奨学金というものが出てまいりますので、その奨学金を見越した部分で2,000円というような形でさせていただいております。

○平原委員

いや、あれでしょう、奨学金云々の前に1万円ほど定期で要るわけでしょう。それにプラス2,000円ということで聞いたんですけど、実態はそうでしょう。

○武富企画政策課長

ちょっと答弁が不安定でございました。すみません。

下のほうに昭和バスに乗り継ぐ場合はということで備考に書かせていただいております。実際、高校生の方は、コミュニティバスに乗って、それから、昭和バスに乗り継ぐ、これは富士支所のほうから乗り継ぎますので、ここでまず学生定期の1万500円というのがかかってまいります。これと、富士町内のバスに乗るために2,000円ということですので、旧佐賀市内まで行くということになれば、定期としては1万500円と2,000円ということになってまいります。それに対して5,000円を超える部分が奨学金という形での補助ということになっております。

○平原委員

ということは、私は先ほど1万円と言いましたけれども、1万500円ですね。1万500円にプラス2,000円ということで、5,000円を超える部分については奨学金で対応ということでもありますけど、一月に1万2,500円になるわけですけども、この辺の金額というのはどう

にもならないものですかね。どういう理由でこういう金額になったのかということもちょっとお示しをいただきたいと思うんですが。

○武富企画政策課長

今御指摘いただいたような御意見も、先ほど申しました会議の折では、高校生の定期券が二重になるからというような御意見もいただいております。

実はこの前に行っております三瀬地区のほうも、三瀬支所から温泉病院まで来て、それから、昭和バスということになりますと、同等の形になってまいります。三瀬のほうはコミュニティバス——村外路線と申しますけれども、これの定期券が2,000円ということをお願いしておりますので、まずはこれの形でということで協議をいただいたということになっております。

○平原委員

今後、状況によっては見直すという可能性もあるわけですね。

○武富企画政策課長

先ほど言いました半年後以降の見直しの折には、路線、それから、運行形態、それと、料金、こういったものを全て見直しということで考えてはおります。

○西岡真一委員

ちょっと確認です。

事業者に対する補てんというお話があったんですけれども、これは業績連動ですか、それか、定額先渡しとか、そういうちょっとスキームですけれども、要するに赤字が出たからということで、さらに追加支援とかあるのかどうなのか。

○武富企画政策課長

この金額の設定につきましては1時間単価で幾らということを見込んでおります。それで何時間動いていただくかということで、それで総額の積算をさせていただいております。これに対して実際の運行収入が幾らあった、国、県の補助が幾らあった、これから足りない分を欠損補助という形で出しますので、実際には、運行収入の増減、もしくは国の増減によっては若干変わってまいりますけれども、基本的には、そういった利用促進をして欠損補助が少なくなるように努めたいと思っていますし、金額につきましては、これはそれぞれ今後契約を結んでいく中で、前金のお支払いが必要というところであればそういったものに対応していきたいというふうに思っております。

○西岡真一委員

前金払いか実績払いかというところは、今のところまだはっきり決まってはしないと。

○武富企画政策課長

今、原則としては実績払いということでさせていただいております。

○中山委員

資料3の135ページで、総合交通対策事業の中で、公共交通、小学校区単位で2地区のモ

デルというふうに言われましたが、大体どこら辺を予定されているのでしょうか。

○武富企画政策課長

こちらのほうが今後、公共交通空白地帯の方々とどういうふうにしていくかということで、先ほど2地区という御説明をさしあげました。これにつきましては、4月に各自治会長会のほうに出向きまして、今佐賀市がこういう状況ですと、それぞれの地区もこういう状況ですと、こういった中で公共交通について議論したい、それから、新しいことをしたいというようなことを思っているところがあれば、ぜひ声をかけてくださいということで、まずは自治会長会のほうにお声かけをして、そこでやってみたいというお声をいただいたところから、2地区ということで選定をさせていただきたいと思っています。

その選定の方法としては、やはり公共交通の空白地帯が広い所、または高齢者が多い所、不便な所にお住まいの方が多くいる所というようなことの優先順位を加味しまして、2地区の選定をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○村岡副委員長

これは12月の研究会で説明いただいた分で新しい年度で取り組みたいという説明だったかと思うんですけど、今回改めて資料というのは特になんかあるんですか。

○武富企画政策課長

申し訳ございません。今回、資料のほうは用意しておりません。

12月定例会のときに御説明した考え方と変わっていないというふうに思っております。

○村岡副委員長

これはガイドラインを令和元年度内に示してというので、取りあえずガイドラインの案という形で研究会資料を出してあったんですけど、変更なくても出さなきゃいけないじゃないですか。

○武富企画政策課長

申し訳ございません。ガイドラインのほうを今、最終的な詰めをしておりますので、もう間もなく出来上がり次第、御報告を差し上げたいというふうに思います。

○村岡副委員長

このガイドラインに沿って、今年度の――研究会の資料を見て言っているんですけども、スケジュールを示してあるじゃないですか。ガイドラインが策定されて、このガイドラインを周知するということから令和2年度の事業になっているわけですよね。こちらとしては、周知する内容も示されないまま令和2年度の事業でこれをやりますと言われてもそれはなかなか厳しいと思うんですよね。

それと、予定では7月以降にモデル地域の試験運行をするというスケジュールになっているんですけど、そうすると、様々な予算も絡んでくることかなと思うんですが、それについての説明が一切なかったじゃないですか。これは何でなんですか。

○武富企画政策課長

まず、1点目の部分につきましては、案については、こちらのほうで整理をして御提出させていただきたいと思えます。

2点目につきましては、今回の地域内でお話しする部分については、まず話し合う経費という部分を想定して、今回計上させていただいております。それについては135ページで参りますと、総合交通対策事業の黒点3つ目、資料等作成委託料、こちらのほうがファシリテート委託料の2地域分ということで今回お願いをさせていただいている部分でございます。以上です。

○村岡副委員長

そういう説明は一切されていないじゃないですか。モデル地区は2区しますというだけで、モデル運行をするに当たっての予算というのがないと、当初から補正で考えてあるんですか。

○武富企画政策課長

先ほどの御説明の折に、2地区するというのと、それから、資料等の作成が2地区分ということをお説明したように思っていますが、すみません、そこははっきり分かるように伝えなくて申し訳なく思っております。

実際にそのお話し合いをしてもらって、運行の内容等が確定して、その経費が出てくる部分については、話し合いの結果とともにこういう形でいきたいということで、また予算をお願いしたいというふうに、試験運行とかを始める際にお願いしたいと思っております。

○村岡副委員長

そういう部分であれば、そういう説明がまずあってしかるべきだと思うんです。そこをすっ飛ばして、正直、ガイドラインのさっきの説明についても納得いかないんですね。ガイドラインをしっかり提示してもらわないと、この件に関しての予算審議ではちょっと不十分じゃないかなというふうに個人的には思うんですけれども、その点はいかがですか。

○武富企画政策課長

ガイドラインは現状、まだ案という形になりますけど、そちらのほうを資料で提出させていただければというふうに思えます。

○村岡副委員長

まず、研究会の内容とどう違うかという部分は確認しなきゃいけないと思うんですけど、申し訳ないですけど、やっぱりその辺の資料はあらかじめ提示していただかないと、これは大事な予算審議だと御理解されているとは思いますが、研究会で出しているからそれでいいというわけでは当然ないと思うんですよね。あくまで、今回の予算に関しての審議するに当たっての資料を出していただきたいわけですから、それを口頭の説明だけで済まされるという姿勢はちょっと改善していただきたいと思うんですけど、部長、いかがですか。

○武藤企画調整部長

申し訳ございませんでした。

この前の12月の研究会の資料の中で提示させていただいたように、令和2年度につきましては、4月からガイドラインの周知、それから、モデル地区の募集を開始したいということとしておりました、7月からモデル地区に対して検討を開始するというので、これも佐賀市として初めてやるものですから、その後、モデル地区の試験運行というのは日付とかを書かないような状況でお示しをさせていただきました。

と申しますのは、先ほど言いましたように、これは初めて佐賀市が取り組むものですから、どういうふうに地元がまとまっていくのかということ、それから、モデル地区を選定するに当たりまして、先ほど課長が言いますのに加えまして、地域の方の意欲がどれだけあるかによって地域がまとまるということになります。どの時点でまとまっていくのかということもあるものですから、試験運行というのがちょっとまだ見えてこないということ、例えば、補正予算でお願いするとか、次年度でお願いするとかというふうになるかなと思っております。

現在、このガイドラインの案までは策定をしております。まだ内部的にはきちっと精査したものでございますが、今言われましたとおり、議案審議にとって必要なものでございますので、案の状態ではございますが、お示しをさせていただきながら、審議をお願いしたいと思っております。

○松永幹哉委員長

部長、先ほどの今後のスケジュール、12月に示されました研究会のスケジュールの中に、令和元年度にガイドラインの策定というふうにちゃんとうたってあるわけですね。ですから、今年度策定が終わった時点で、4月に移行するというふうに説明がなされていますから、それが案として出されているじゃなくて、それはちゃんと制定したものを今年度にするというスケジュールになっていますから、このスケジュールがずれるのであれば、その説明からしないと、この説明はあっていないわけですね。

ですから、後もってガイドラインをいただきますけれども、審議は後回しにしますが、これは早々に、今日のこの会議が終わった後、研究会の後に再度やりますので、ガイドラインの政策、本日中に出せるように準備をしていただけますか。間に合いますか。

○武富企画政策課長

はい。御提出いたします。

○松永幹哉委員長

では、今の部分はガイドラインを見てからという審議で、あとの部分、質疑のある方。

○松永憲明委員

企画調整部5の三重津海軍所跡のガイダンス施設整備事業についてなんですけれども、最後のその他のところの、記念館は一定期間休館をします。工事が行われますので、それはやむを得ないところだと思いますが、それ以外のところ、外で3Dを使った見学とかと

というのがこれまでもあっていましたけれども、そういったものも含めて一切休みということになるんですか。それとも、外での活動はこれまでどおり行うということなのか。その点をお願いします。

○木島企画調整部副部長兼三重津世界遺産課長

今御質問いただいた分については、館内は休館ですので、今館内で提供しているものは基本的には休みということになります。

外で見ているスコープは、今のところ、できれば継続をして提供していきたいなというふうには思っておりますけれども、今、機械を格納する場所だとか、提供する場所だとか、提供する人だとか、そういう手当てをどうするかということでもちょっと内部的に検討している段階ですので、まだ確定状況ではありませんけれども、原課、関係者のうちでは何かしらの対応をしなければならないなというふうに思っておりますし、それをやるということになれば費用もかかりますので、今年の9月定例会あたりに補正予算で計上させていただいて対応するようなことも考えておりますので、今から少しまた検討を深めていきたいと思っております。

○松永憲明委員

完全に中断するというよりは世界遺産という状況でございますので、やっぱりアピールというのは常にやっておく必要があると思うんですよね。そういった意味では、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

○木島企画調整部副部長兼三重津世界遺産課長

一旦来る人が途切れますと、元どおりに戻すのは大変ですので、ちょっと規模は小さくなりますけれども、今御指摘があったような内容を検討していきたいと思っております。

○白倉委員

同じく企画調整部の5の資料なんですけど、二、三確認をしたいんですが、1つは、2ページのほうに今度の改装の図面とかを提示していただいています。敷地の中でいろいろと考えてと思いますが、まず1点目としては、1階部分はもともと、社会教育の部分と連動して予算的に建てた施設の中で、社会教育で使う部分というのが1階に広くあったんですね。それは今後どういうふうになっていくのか、この図面を見る限りはどうなっていくんでしょうかねというのが1つ。

それと、3年になりますか、1階のロビーに入って、まず来館者の方を御案内するのが大きなドーム型のスコープというんですか、あれは撤去してしまうわけですか。次これが入るとなれば、あれ自体は、私の記憶では県から丸々造ってもらったような気がするんですが、もったいないなという気がありますので、あれは生かさないのかというのが2点目。

それと、3階の改装部分を聞きましたけれども、ここを撤去して広くするという事は、今、湯茶接待の場所が狭くてなかなか対応できない状態を、3階部分にまた戻して使うというふうなことを考えておられるのか、我々も考えていいのかどうかというところ3点、

お願いします。

○木島企画調整部副部長兼三重津世界遺産課長

1点目の1階の社会教育の機能ですけれども、ここはフロアとライブラリー、図書コーナーですね、こういうものがメインになっておりますけれども、ライブラリーについては、基本的には、3階のほうに移せるものは移そうというふうに思っております。

ただ、記念館が今収蔵している図書全てを移すのは物理的に難しいので、図書については、大きく一般的な図書と、それから、記念館にしか置けないようなもの、例えば、福岡博先生の蔵書だとか、日赤関係の図書だとか、そういう2つのものに分けて、後者の記念館に本来置くべきいうものについてはそのまま収蔵して、その一部は3階のライブラリーで機能提供するというようにしています。一般図書については、今度近隣に中川副公民館が移転新築しますので、そちらのほうに図書は移して、従来どおり、子どもたちも含めて提供していくようなことにしております。ですので、そういう意味で、1階のほうの整理はそういう形で進めたいというふうに思っています。

それから、2点目のドームシアターにつきましては、機器そのものは今回の整備を機に撤去するというので、県のほうとも話をしております。ただ、上映している中身のデータにつきましては、非常によくできている部分もございますので、今後の映像制作の基礎データとして使うということで、物理的なハードはなくなりますけれども、中身のソフトは活用するというふうに整理をしているところです。

それから3つ目の、3階の湯茶接待のエリアにつきましては、御指摘のとおり、今面積的に狭いので、今回を機に、できるだけ広めのエリアで活動ができるようなスペースを取りたいというふうに思っております。以上でございます。

○白倉委員

図書コーナーに寄附していただいた福岡博先生のもの、県立図書に行っても見当たらないような本当に貴重な本も交じっている中で、郷土史的なものですね。それと、もともと日本赤十字というのと佐野常民というのは切っても切り離せないところですので、我々がこの記念館をつくる時にも、いずれ蔵書を増やしながらか、看護婦制度をつくったのは佐野常民ですから、そういう看護大学の学生たちが卒論も書けるように増床もしてほしいねなんていうのがありますので、その辺は今、ちょっと一部聞いて安心しましたが、今後、そういった意味でも充実させていけるようなことも視野にぜひ入れていただきたいと、独特の部分ですね。

それと、もう1点お尋ねした1階の社会教育の部分というのは、今の説明以外に、社会活動に使っている部分があるんですよね。土曜日の子どもたちとの触れ合いとか、何々物作りとか、いろんな部分で大会議室、大きなところとは別にですね、こっこのエリアで教育で使っていたエリアというのがあるんですが、それは基本的にはなくなるんですか、それとも空いているスペースを見てということになるんですか、そこをお尋ねしたい。

○木島企画調整部副部長兼三重津世界遺産課長

1点目の蔵書につきましては、社会教育のほうとも話しながら、できるだけ充実ができるようなことで考えていきたいと思えます。

2点目の社会活動については、1階のほうは図面に描いてありますとおり、展示室を置きますので、スペース的には従来よりもかなり減るかと思えますけれども、その代わりですけれども、その下のほうにある多目的室、ここはピロティの内部化をして、できるだけ面積を広く取るようにしておりますので、元どおりではないですけれども、少し広めになった多目的室を活用して、そういう活動ができるようにということで考えております。

それともう1点は、公民館でもやれる事業、それから、記念館でしかやれない事業というのがありますので、そこの事業の中身を精査して、ちょっと場所は分かれるかもしれませんが、全体的にボリュームを落とさないようにしていこうというふうに今、社会教育課のほうとはお話をしておりますので、そういうような在り方を検討していくことになるかと思えます。

○松永幹哉委員長

ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑はないようですので、以上で佐賀駅周辺整備構想推進室に関する議案の質疑を終わります。

なお、企画調整部の公共交通ビジョン策定の審査については、研究後に再度審査をいたします。

職員の皆様、退室されて結構です。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○松永幹哉委員長

それと、委員の皆様、昨日の市民生活部の答弁で間違いがあったということで、訂正をしたいということで、準備できていますかね。じゃ、市民生活部、訂正を。

○眞崎市民生活部長

どうも大変申し訳ございません。

昨日、御質問にお答えした内容、男女共同参画関係の経費の答弁で数字がちょっと間違っておりましたので、おわびして訂正をさせていただきます。

では、担当課長のほうから御報告をさせていただきます。

○八谷人権・同和政策・男女参画課長

申し訳ありませんでした。

資料番号3番の150ページ、151ページの2款総務費、1項総務管理費、19目男女共同参画費の中で、右側の151ページの二重丸の一番上、男女共同参画計画策定経費の中で、松永憲明委員から男女共同参画審議会メンバーの人数の質問がございまして、私が14名という

ことで答弁をさせていただきました。正確には15名の誤りでしたので、訂正をさせていただきたいと思います。

あと、委員報酬につきましても、学校の先生は業務として参加されていますので、それ以外の13名に支払っていますということでお話をしておりましたが、正確には14名が正しい数字でございますので、その2点を訂正させていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

○松永幹哉委員長

委員の皆さん何もありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

お疲れさまでした。

ここで総務委員会を一時休憩します。

◎午前11時34分～午後1時38分 休憩

○松永幹哉委員長

それでは、総務委員会を再開いたします。

企画調整部の公共交通ビジョン策定経費について審議を行います。

執行部の説明を求めます。

◎公共交通ビジョン策定経費について 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明に対して委員の皆様から御質疑がある方は挙手をお願いします。

○村岡副委員長

中身はちょっと置いておいて、そもそもなんですけれども、これだけしっかりした形のものがあって出さなかったのは何でなんですか。こちらは研究会の中でのスケジュールでしか説明をされていないので、そのとおりにのっとった形で考えると、年度内にガイドラインを示して、そのガイドラインを基に4月に行われる校区の自治会長会で説明をするというスケジュールであったときに、今回の議会で提示しないで、それを使って説明するということに対して何か考えは及ばなかったですかね。

○武藤企画調整部長

前回、12月の研究会の中で、ガイドライン骨子ということを示させていただきました。それに肉づけをしたのが今日お示しをさせていただいた案になっています。

まず、この案ですけど、私が事前に見させていただきました、これは住民の方が見て分かりやすくすべきだということで、例えば、絵を入れたりとか、直感的に分かるようなところの修正を指示しまして、それを今日だったか、昨日だったか、たまたまできたものなんですね。これから決裁の処理をして、併せて印刷を3月までに行うということですので、今日が17日ですか。もう少し3月末まで時間がありましたので、その中では仕上げさせていただきたいと思っておりますが、何か意図を持ってしたわけではございませんので、12

月の段階で骨子をしたもので御説明をさせていただいて、3月中にこういう本を作るということで、これまでも、ほかの計画でもこういうことをさせていただいておりましたので、同じようなことを今回も12月にさせていただきまして、3月までに冊子として仕上げるようにしてきたということでございます。

○村岡副委員長

そういう説明をもって、今日の説明の中でも触れていただければ何てことなかったと思うんです。これに関しては、全体の勉強会のときには恐らく説明はなくて、この委員会の中で説明があったかと思うんですけど、この公共交通に関しては、当然、所管は総務委員会ではあるんですけども、今まで各議員が一般質問で取り上げられたりとか、そういう形で、かなり興味を持って市民の関心事として議会としては捉えていた内容だと私自身は思っています。

そういう部分で、今日申請していなかったら、このガイドライン自体は、前回の研究会資料のみでしか議員の情報共有というのはなくて、4月の自治会長会でこういう説明があったよというのは、恐らく事後で聞くような形になったんじゃないかなというふうに思うんですね。そうなったときに、やはり議会として予算を通すために必要な資料だというふうに思っているわけなんですけれども、そういうふうなところまで考えが及んでいただけなかったのかなというのが非常に残念なんですけど、その点についていかがですか。

○武藤企画調整部長

事前に全員が集まる勉強会等で御説明すべきだったと思っています。その部分は再認識をさせていただきました。

今言われましたように、地元のほうに説明してから議員へということではなく、当然、冊子が出来上がった時点で議員の方々にお示しし、その後、地元のほうに入っていくという作業をさせていただきますので、冊子が出来次第、全議員にはお配りをさせていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

○福井委員

今、副委員長の言ったことは全くそのとおりで、基本的に、指摘されてなかったら、そのまま予算という形になってきているから、あなたたちの今の流れというのは、本当はこれは相当反省しなきゃいけないことよね。これが今の時点で来るといのは、本当はおかしいですよ。本当は議案勉強会のときに来ないと駄目だよ。その辺は手順としては全くそのとおりなんで、ここは厳しく対応してくれないと、ちょっとまずいと思うんですよ。

○武藤企画調整部長

議員の勉強会のほうにお示しをしたほうが、全議員と一緒に説明できたということではプラスになるかと思ひます。

ただ、先ほど言いましたように、ちょっと私のほうが修正の指示の量が多くて、今になったということも申し訳なかったと思ひます。早めに着手はしたわけですが、

これと併せて、富士関係の事務もやっていた関係上、ぎりぎりになってしまいました。非常に申し訳なく思っております。

今後、こういうことがないようにしっかりスケジュール感を持って臨みたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○松永幹哉委員長

一見、制度の中で、今後の話なんですけれども、選定をしていくときの公共交通空白地帯、かつ高齢者が多い所で優先順位をつけて校区でやっていくという話だったんですけれども、例えば、同じような状況の校区がまとまってその周辺地域というか、そういうふうにあったとき、例えば、単独で走らせるよりも校区をまたいで走らせたほうが効率がよかったり、利便性がよかったりするというような、そういう検討は、例えば、校区ごとにやったら難しいと思うんですけど、その辺の考え方は何かあるんですか。

○武富企画政策課長

おっしゃいますとおり、隣同士の校区で一緒にルートをつくったほうがいいということもございますので、例えば、自治会等で話して、ある校区が手を挙げられた際に、周りとの検討はできないかということは当然お話をしていきたいと思っておりますし、より移動したい内容に即した形になるように、それは1つなのか、2つなのか、3つなのかというところは、検討の中では随時進めていきたいと思っております。その校区で限定した形が動きやすいのかどうかというのは、話し合いの中でも、そこの視点は入れながらやっていきたいというふうに思っています。

○松永幹哉委員長

今後、このモデル地区を2か所としてありますけれども、当然、空白地帯、それから、もっとも今から高齢者の公共の足がなくなる中で、不便が発生する中で、先々は2か所でいいのかなということも言われてくると思うんです。その辺は、当初ですから、先のこととはまだまだ分からないかと思うんですけれども、その考え方としてはどういうふうな考え方でいくんですか。

○武富企画政策課長

当面は2校区ずつで、2年、3年ぐらいは進めていきたいというふうに思っております。といいますのも、まちづくり協議会を進めたとき、委員の皆さんも御承知だと思いますけれども、モデル校区を4校区、3校区、7校区ということで伸ばしていったかと思っております。そこで実際に地域の方々の議論のパターンであったり、それから、私どもが提供する資料はどういったものがあるかということや、地域の方々にそれを広報するやり方はどうやったほうがいいのかということや、それを精練していったというような経緯もございます。

こういったことで、まずはモデル校区で進めていきながら、多くの校区で困っていることを解決できるようなパターンをつくって行って、より分かりやすい仕方で、より時間が

かからずにできる。また、望みというか、その課題を解決する簡便とは言いませんが、その方法というのを例示できるようなパターンを増やしながらか、それこそ市内でこういった交通に困っている所はないというような形に、最終的には目指していきたいというふうに思っています。

○松永幹哉委員長

分かりました。

それでは、企画調整部に対する議案の質疑を終わります。

職員の方は退席されて結構です。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○松永幹哉委員長

それでは、昨日までも含めました審査に関しまして、現地視察関係の希望はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

希望がなければ、以上で本委員会に付託された議案の審査を終わります。

これで本日の総務委員会を終了いたします。お疲れさまでした。